

平成24年11月

次世代法に基づく行動計画

テレニシ株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく行動計画を策定する。

記.

1. 計画期間 平成24年11月 1日～平成27年 3月31日までの 2年5箇月間

2. 内容

- 目標1 ・労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知
- 目標2 ・育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境の整備
 - ・子育てを行う労働者等の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
 - ・働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - ・若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

<対策>

- 1. 平成24年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2. 平成24年11月～ 周知用パンフレットの作成
- 3. 平成24年度～ 社員に配付

以上.